

2023年12月18日

病院倫理委員会で承認された治療法

当院の病院倫理委員会で下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページに情報を公開することにより投薬を実施しております。この内容に関して同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、本件について同意できない場合でも診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
実施責任者	久留米大学病院 病院長 野村 政壽
対象者	低カリウム血症に対して注射用カリウム製剤の使用が必要な患者
承認日	2023年9月4日
対象期間	承認日から永続的
目的・意義	<p>低カリウム血症の治療は経口のカリウム製剤により行われますが、重症の場合や経口投与ができない場合などに注射用カリウム製剤を用いて治療が行われます。注射用カリウム製剤の投与については、①投与速度は20mEq/時間を超えないこと、②投与濃度は40mEq/L以下に必ず希釈すること、③投与量は100mEq/日を超えないこと、の以上3項目が定められています。しかし、輸液量を制限しなければ心不全に至る場合や速やかにカリウム値を補正しなければ不整脈が発症する場合があります。このため、投与濃度が40mEq/Lを超える場合や投与量が100mEq/日を超える場合も考えられます。以上の理由から、当院では注射用カリウム製剤の投与において、添付文書を逸脱する場合があります、その際は以下の条件のもと行います。</p> <p>1_投与速度は20mEq/時間を超えません。 2_特別な理由があり止むを得ず、投与濃度が40mEq/Lを超える場合は、輸液ポンプを使用します。末梢から投与する際は静脈炎等の副作用発現に注意します。 3_特別な理由があり止むを得ず、カリウム総投与量が100mEq/日を超える場合は、血液中のカリウム値を頻回に確認します。 4_水分負荷を減らす目的で、高濃度カリウム製剤を中心静脈からシリンジポンプを用いて投与する場合は、院内ルール(院内統一処方・部署限定・許可制)を遵守します。</p>
想定される不利益と対策	<p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着して使用することを定めています。また頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了します。</p>
問い合わせ先	久留米大学病院 各診療科担当医師 電話 0942-35-3311 (代表)

以上